第四十条の八の四第五項中「まで」の下に「及び第四十条の八の九」を加える。

第四十条の八の六第一項中「それぞれ」を削り、同項の表法第七十条の七の五第一項の項中「第七十条の七の九」を「第七十条の七の八」に、「起算して三年を経過する日」を「平成三十二年九月三十日」に、「起算して三年を経過する日」を「平成三十二年九月三十日」に改める。

第四十条の八の八の次に次の一条を加える。

（医療法人の持分の放棄があつた場合の贈与税の額の計算の方法等）

第四十条の八の九　法第七十条の七の十第二項の規定を適用する場合における同項に規定する認定医療法人の納付すべき贈与税額は、同条第一項の放棄により受けた経済的利益について、当該放棄をした者の異なるごとに、当該放棄をした者の各一人のみから経済的利益を受けたものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額とする。

2　前項の場合において、相続税法第一条の四の規定の適用については、同項に規定する認定医療法人は日本国籍を有するものと、当該認定医療法人の住所はその主たる事務所の所在地にあるものと、それぞれみなす。

3　法第七十条の七の十第二項の規定の適用を受けた同項に規定する認定医療法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第三十八条第二項中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び租税特別措置法第七十条の七の十第二項（医療法人の持分の放棄があつた場合の贈与税の課税の特例）の規定による贈与税」とする。

第四十二条の六第三項中「第八十条第三項」を「第八十条第四項」に改める。

第四十三条第一項から第三項までの規定中「第八十二条の二第一項」を「第八十二条第一項」に改める。

第四十三条の三第一項第一号中「特例事業者」の下に「又は適格特例投資家限定事業者（事業契約に基づき行われる不動産取引に係る業務の全てを宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者に委託するものに限る。）」を加え、同項第二号中「特例事業者」の下に「又は適格特例投資家限定事業者」を加え、「次号及び第四号」を「次号イ、第四号及び第六項第三号」に、「同項第三号」を「同条第一項第三号」に改め、同項第三号ロ及び第四号並びに同条第二項中「増築等」を「特定増築等」に改め、同条第三項中「）とする」を「）であつて、建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものとする」に改め、同項第一号中「限る」及び「いう」の下に「。第七項において同じ」を加え、同条第四項中「増築等」を「特定増築等」に改め、「この項」の下に「及び第九項」を加え、同条第六項中「の規定」の下に「により事業契約に関する事項を定め、第三項の規定により基準を定め、又は第六項第四号の規定」を加え、同項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6　法第八十三条の三第三項に規定する契約のうち政令で定めるものは、事業契約の内容として次に掲げる事項の全てが定められているものとする。

一　法第八十三条の三第三項に規定する小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例事業者による事業契約に係る不動産取引の目的となる不動産（第三号において「対象不動産」という。）の取得は、当該事業契約締結後に行うものであること。

二　前号の小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例事業者が、法第八十三条の三第三項第一号に規定する特例建築物（次号ハにおいて「特例建築物」という。）、同項第一号に掲げる建築物又は同項第二号に掲げる建築物を取得するものであること。

三　次に掲げる対象不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　法第八十三条の三第三項第一号に掲げる建築物　当該建築物の取得後二年以内に同号の特例建築物の新築等に着手すること。

ロ　法第八十三条の三第三項第二号に掲げる建築物　当該建築物の取得後二年以内に同号に規定する特例増築等に着手すること。

ハ　特例建築物の敷地の用に供することとされている土地（土地の上に存する権利を含む。）　当該土地の取得後二年以内に当該特例建築物の新築等に着手すること。

四　その他国土交通大臣が財務大臣と協議して定める事項

7　法第八十三条の三第三項第一号に規定する政令で定める用途は、住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル、料理店、駐車場、学校、病院、介護施設、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場又は倉庫とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用を除くものとする。

8　法第八十三条の三第三項第一号に規定する建替えが必要な建築物として政令で定めるもの及び同項第二号に規定する特例増築等をすることが必要な建築物として政令で定めるものは、建築後使用されたことのある建築物とする。

9　法第八十三条の三第三項第二号に規定する特例増築等は、同号に掲げる建築物につき行う増築、修繕又は模様替の工事（当該工事と併せて行う当該建築物と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）であつて、当該工事に要した費用の額（当該工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した残額）が三百万円以上であるものとする。

第四章に次の二条を加える。

（自然災害の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存登記等の免税）

第四十四条の二　法第八十四条の四第一項に規定する政令で定める被災者は、同項に規定する滅失建物等（以下この条及び次条において「滅失建物等」という。）の所有者であることにつき、当該滅失建物等の所在地の市町村長又は特別区の区長から証明を受けた者（次項第三号又は第四号に規定する分割により滅失建物等に係る事業に関して有する権利義務を承継させた法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人を除く。）とする。

2　法第八十四条の四第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　法第八十四条の四第一項の規定の適用に係る自然災害（同項に規定する自然災害をいう。以下この条において同じ。）の被災者が個人であつて前項の証明を受けた後に死亡した場合　当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人

二　前号の自然災害の被災者が個人であつて前項の証明を受ける前に死亡した場合　当該被災者が死亡したときにおけるその者の相続人であつて当該被災者が滅失建物等の所有者であつたことにつき、当該滅失建物等の所在地の市町村長又は特別区の区長から証明を受けたもの

三　第一号の自然災害の被災者が法人であつて前項の証明を受けた後に合併により消滅した場合又は分割により滅失建物等に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合　当該合併法人税法第二条第十二号に規定する合併法人（次号において「合併法人」という。）又は当該分割に係る同条第十二号の三に規定する分割承継法人（次号において「分割承継法人」という。）

四　第一号の自然災害の被災者が法人であつて前項の証明を受ける前に合併により消滅した場合又は分割により滅失建物等に係る事業に関して有する権利義務を承継させた場合　当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人であつて当該被災者が当該滅失建物等の所有者であつたことにつき、当該滅失建物等の所在地の市町村長又は特別区の区長から証明を受けたもの

五　第一号の自然災害の被災者が前項の証明を受けた個人であつて法第八十四条の四第一項の規定の適用を受ける建物（住宅用の建物に限る。）の新築又は取得をすることができない場合（同号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該証明を受けた個人の三親等内の親族で次に掲げる要件の全てを満たす者

イ　当該自然災害が発生した日の前日において滅失建物等に当該証明を受けた個人と同居していた者であること。

ロ　当該建物に当該証明を受けた個人と同居する者であること。